

2023年 5月 8日
姫路商工会議所

ひめっこ共済加入事業所 各位

新型コロナウイルス感染症に関する病気入院見舞金の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、罹患された方々におかれましては、一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

姫路商工会議所は、当所の『ひめっこ共済(生命共済制度)』の「病気入院見舞金」のご請求の取り扱いについて、2023年5月8日(月)以降、下記のとおり見直しをいたします。

記

1. 「みなし入院」に関する今後の取扱いについて

(1) 2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方

新型コロナウイルス感染症と診断され、入院せず自宅や宿泊施設で療養された場合でも見舞金・祝金規則上の入院として、病気入院見舞金をお支払いする特別な取り扱い(以下、「みなし入院」)をして参りましたが、2023年5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更となりますので、同日以降に同感染症と診断された方の「みなし入院」の取り扱いを終了させていただきます。

(2) 2023年5月7日までに新型コロナウイルス感染症と診断された方

5月7日までに新型コロナウイルス感染症と診断された方で「みなし入院」の対象となる方(下表参照)については、5月8日以降もこれまで通りご請求いただけます。

「みなし入院」等の適用範囲

		陽性診断日		
		2022年9月25日 まで	2022年9月26日～ 2023年5月7日	2023年5月8日 以降
医療機関へ入院された場合		○ (お支払い対象)		
宿泊施設または 自宅での療養を された場合	重症化リスクの 高い方※1	○ (お支払い対象)	○ (お支払い対象)	× (お支払い対象外)
	上記以外の方	○ (お支払い対象)	× (お支払い対象外)	× (お支払い対象外)

※1 【重症化リスクの高い方】

発生届の対象となる「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方」「妊娠されている方」になります。

今後の法令改正やその他社会情勢を踏まえ、必要に応じて更なる見直しを行う可能性があります。その場合には、改めてご案内いたします。

以上

2. 本件に関する問合せ

【本件担当】姫路商工会議所 総務部(共済担当)

〒670-8505 姫路市下寺町43 TEL: 079-223-6552